

## 規制の事前評価書

### 1. 政策の名称

銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の本体に対する投資助言業務の解禁

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室・保険企画室

### 3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状

現状、銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社本体の業務の範囲については、各業法において(i)固有業務、(ii)付随業務((i)に付随する業務)、(iii)他業証券業務等・法定他業((i)に付随する業務ではないが、業務として行うことが適当と認められるもの。)に区分されている。(ii)と(iii)については、(i)とのリスク遮断や利益相反の防止等の観点から、それぞれ行うことができる業務が限定列挙されているが、いずれにも投資助言業務は含まれていない。

一方、金融商品取引法においては、投資助言業務を登録金融機関の業務として認めている。

##### ② 問題点

銀行等及び保険会社は、金融市場における取引に参加することにより、本体で投資に関する情報やノウハウを蓄積しており、顧客に対して投資助言を行うことができる能力を基本的に有しているものと考えられる。しかしながら、業法の規制により、これらのサービスを提供する場合、別途設立した子会社を通じてしかできなくなっている。

##### ③ 規制の改廃の目的及び必要性

顧客利便性の向上及び銀行等及び保険会社の収益機会の増加の観点から、銀行法等及び保険業法の一部を改正し、本体の業務(他業証券業務等)として投資助言業務を追加するよう、規制の変更を行う。

#### (2) 法令の名称、関連条項

##### ① 銀行法第 11 条

##### ② 長期信用銀行法第 6 条

- ③ 信用金庫法第 53 条、第 54 条
- ④ 中小企業等協同組合法第 9 条の 8、第 9 条の 9
- ⑤ 労働金庫法第 58 条、第 58 条の 2
- ⑥ 農業協同組合法第 10 条
- ⑦ 水産業協同組合法第 11 条、第 87 条、第 93 条、第 97 条
- ⑧ 農林中央金庫法第 54 条
- ⑨ 株式会社商工組合中央金庫法第 21 条
- ⑩ 保険業法第 99 条

### (3) 規制の新設又は改廃の内容

銀行等及び保険会社本体に、他業証券業務等として、固有業務の遂行を妨げない限度において、投資助言業務を本体で行うことを認める。

## 5. 想定される代替案

投資助言業務を銀行等及び保険会社本体の固有業務と同等の業務と位置付ける。

## 6. 規制の費用

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

銀行等及び保険会社において、投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制（利益相反の防止等に必要な内部管理体制、投資助言業務に従事する役職員の研修体制等）の整備に係る費用が新たに発生する。

#### ② 代替案

本案と同様に、銀行等及び保険会社において、投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制（利益相反の防止等に必要な内部管理体制、投資助言業務に従事する役職員の研修体制等）の整備に係る費用が新たに発生する。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

国において、銀行等及び保険会社が投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制（利益相反の防止等に必要な内部管理体制、投資助言業務に従事する役職員の研修体制等）に対する検査・監督に係る費用が新たに発生する。

#### ② 代替案

本案と同様に、国において、銀行等及び保険会社が投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制（利益相反の防止等に必要な内部管理体制、投資助言業務に従事する役職員の研修体制等）に対する検査・監督に係る費用が新たに発生する。

### (3) その他の社会的費用

#### ① 本案

投資助言業務については、銀行等及び保険会社の固有業務の遂行を妨げない限度において行うことを認めるものであるため、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれるといった社会的費用が発生する懸念は生じない。

#### ② 代替案

本案では「固有業務の遂行を妨げない限度において」投資助言業務を認めることとしているが、それを超えて投資助言業務を認める代替案においては、銀行に対する他業禁止の趣旨（固有業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等）に鑑み、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。

## 7. 規制の便益

#### ① 本案

顧客の資産運用サービスへのアクセスが容易になり、顧客利便性の向上が期待される。また、子会社との重複部門の解消によりグループ経営の効率が上がり、銀行等及び保険会社の収益機会の増加も期待される。

#### ② 代替案

本案と同様に、顧客の資産運用サービスへのアクセスが容易になり、顧客利便性の向上が期待される。また、子会社との重複部門の解消によりグループ経営の効率が上がり、銀行等及び保険会社の収益機会の増加も期待される。

## 8. 政策評価の結果

本案、代替案ともに、資産運用サービスに係る顧客利便性の向上及び銀行等及び保険会社の収益機会の増加が期待されるといった便益がある。

しかし、費用をみると、代替案の場合、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念が生じ得る銀行等及び保険会社に求められている他業禁止の趣旨（固有業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等）を勘案すれば、本改正案を選択することが適当であると考えられる。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成 19 年 12 月 18 日）においては、投資助言業務について、顧客の多様な資産運用ニーズに対応するフィービジネスとして、利益相反の防止等に留意しつつ、銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適当であるとされている。

#### 10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。